

半田市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金
(保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業) 交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等における保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和 4 年 2 月から収入を 3 %程度 (月額 9, 0 0 0 円) 引き上げるための措置を実施することを目的として、半田市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金 (保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業) (以下「補助金」という。) を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第 2 条 市長は、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について (令和 3 年 1 2 月 2 3 日付け府子本第 1 2 0 3 号) (以下「実施要綱」という。) に基づく事業を半田市内で実施している特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び特例保育を実施する施設に対して補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助基準額)

第 3 条 補助金の対象経費及び基準額は、令和 3 年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について (令和 4 年 1 月 1 4 日付け内閣総理大臣通知) の別紙に定める令和 3 年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱における別表の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の項の規定によるものとする。

2 補助率は、1 0 分の 1 0 とする。

(補助金の交付額)

第 4 条 補助金の交付額は、対象経費から当該対象経費に充てるべき寄附金その他収入を差し引いた額と基準額のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする事業者 (以下「申請者」という。) は、半田市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金 (保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業) 交付申請書 (様式第 1) に実施要綱 7 (1) に定める事業計画書等の必要書類を添付して、市長が定める期日までに申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、半田市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）交付決定通知書（様式第2）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第7条 申請者は、申請内容を変更しようとする場合は、半田市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）変更交付申請書（様式第3）に必要書類を添付して、市長が定める期日までに申請しなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、半田市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）変更交付決定通知書（様式第4）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた後、対象経費の支払完了分に係る補助金を請求することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金を請求するときは、半田市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）請求書（様式第5）によらなければならない。

(検査等)

第9条 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の使途について指示をし、関係書類の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、半田市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）実績報告書（様式第6）に実施要綱7（2）に定める事業実績報告書等の必要書類を添付し

て、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 1 1 条 市長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、当該事業が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、半田市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）確定通知書（様式第 7）により、補助事業者
に通知するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第 1 2 条 市長は、補助事業者が、この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 市長は、前条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対して、その超えた額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 9 日から施行し、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

法人の所在地

法人の名称

施設等名

代表者職氏名

半田市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金
（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）交付申請書

半田市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

金 円

2 添付書類

- （1）実施要綱7（1）に定める事業計画書
- （2）その他市長が必要と認める書類

様式第2（第6条関係）

号
年 月 日

様

半田市長 印

半田市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金
（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度半田市保育士等処遇改善臨時
特例事業費補助金（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）については、下
記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額

金 円

2 交付の条件

様式第3（第7条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

法人の所在地

法人の名称

施設等名

代表者職氏名

半田市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金
（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）変更交付申請書

年 月 日付で交付申請した 年度半田市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）について、下記のとおり関係書類を添えて変更交付申請します。

記

1 変更交付申請額

金 円

2 当初交付決定額

金 円

3 差引額

金 円

4 添付書類

市長が必要と認める書類

様式第4（第7条関係）

号
年 月 日

様

半田市長 印

半田市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金
（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のありました 年度半田市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 変更交付決定額

金 円

2 交付の条件

様式第5（第8条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

法人の所在地

法人の名称

施設等名

代表者職氏名

半田市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金
（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）請求書

年 月 日付けで交付決定がありました 年度半田市保育士等処遇改善
臨時特例事業費補助金（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）について、
下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・農協 店
預金の種類	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義	

様式第6（第10条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

法人の所在地

法人の名称

施設等名

代表者職氏名

半田市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金
（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）実績報告書

年 月 日付けで交付決定がありました 年度半田市保育士等処遇改善
臨時特例事業費補助金（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）について、
事業が完了しましたので下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 補助金実績額 金 円

3 添付書類

- （1）実施要綱7（2）に定める事業実績報告書
- （2）賃金改善の実績額の確認ができる書類
- （3）その他市長が必要と認める書類

様式第7（第11条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

法人の所在地

法人の名称

施設等名

代表者職氏名

半田市保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金
（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）確定通知書

年 月 日付けで交付決定をした 年度半田市保育士等処遇改善臨時
特例事業費補助金（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業）について、下記
のとおり補助金の額が確定したので通知します。

記

1 補助金確定額	金	円
2 交付決定額	金	円
3 交付済額	金	円
4 返還金額	金	円